「大学コンソーシアム香川」平成28年度総会 次第

平成28年6月10日(金) 15時30分~17時(予定) 香川県庁本館21階特別会議室

- 1. 開会
- 2. 会長挨拶
- 3. 議事
- (1) 平成27年度事業報告について
- (2) 平成28年度事業計画について
- 4. その他

【配布資料】

- 資料1 平成27年度「大学コンソーシアム香川」事業報告
- 資料2 大学コンソーシアム香川 平成27年度収支決算見込書
- 資料3 平成28年度「大学コンソーシアム香川」事業計画(案)
- 資料4 大学コンソーシアム香川 平成28年度予算書(案)
- 資料5 大学コンソーシアム香川会費(案)
- 資料6 報告事項
- 資料7 新たな高等教育機関の制度化について(中央教育審議会答申)

「大学コンソーシアム香川」平成28年度総会出席者名簿

(県内大学等)

	所属及び職名		氏 名	
会長	香川大学 学長	長	尾省	吾
副会長	徳島文理大学 学長	桐	野	典豆
	香川県立保健医療大学 学長	佐	藤	功
	香川短期大学 学長	石	JII	浩
	四国学院大学 リエゾン・センター長	橋	本 一	仁
監事	香川高等専門学校 校長	八	尾	健
監事	高松大学·高松短期大学 副学長	藤	原フサ	ナエ

(香川県)

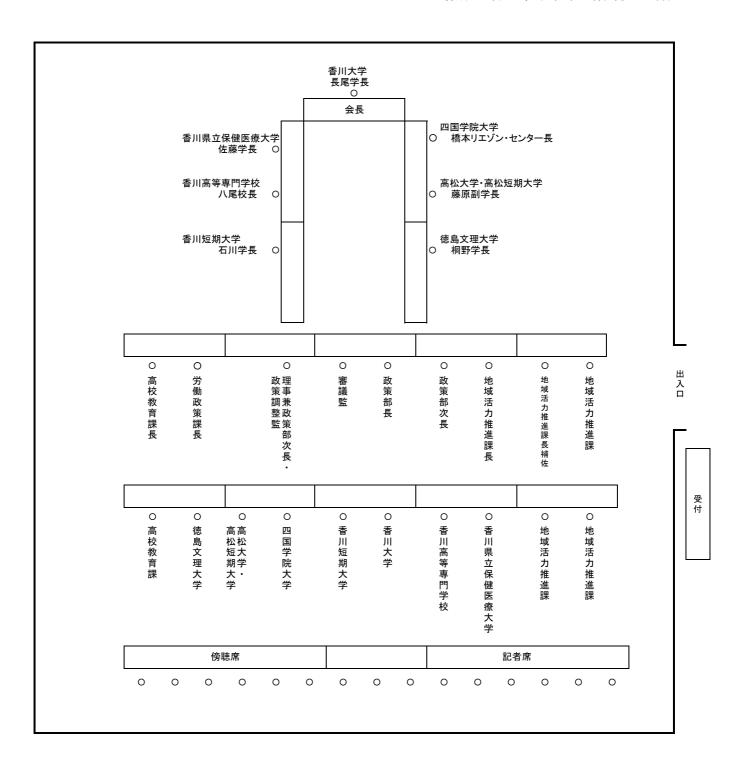
所属及び職名		氏	名	
審議監	工	代	祐	口
政策部長	JII	田	浩	口
理事(兼)政策部次長•政策調整監	德	大き	产 祥	宏
政策部次長	淀	谷圭	章 三	郎
政策部地域活力推進課長	大	熊	智	美
政策部地域活力推進課課長補佐	武	田	明	弘

(オブザーバー)

所属及び職名		氏	名	
商工労働部労働政策課長	豊	島	正	人
教育委員会事務局高校教育課長	出	射	隆	文

「大学コンソーシアム香川」平成28年度総会 配席図

日時 平成28年6月10日(金) 15:30~ 場所 香川県庁本館21階 特別会議室



平成27年度「大学コンソーシアム香川」事業報告

1. 大学コンソーシアム香川の設立等

大学コンソーシアム香川(以下「コンソーシアム」という。)の設立に向け、平成27年8月18日に全ての県内大学・短期大学・高等専門学校(以下「県内大学等」という。)の事務担当者によるコンソーシアム設立のスケジュール、実施事業等についての検討を行う会議を開催した。

平成27年9月25日に、コンソーシアム設立総会を開催し、コンソーシアム規約のほか、平成27年度実施事業等について、議決を行った。

平成 27 年 10 月 20 日に、コンソーシアム運営委員会第 1 回会合を開催し、平成 28 年度実施事業について、検討を行った。

平成28年3月9日に、コンソーシアム運営委員会第2回会合を開催し、平成28年 度実施事業について、検討を行った。

2. 平成27年度実施事業

県内の高校生及び中学生(以下「県内高校生等」という。)の進学に際し、県内大学等への興味・関心を喚起するとともに、県内大学等及び県が一同に広告を行うことで、県内高校生等及びその保護者が県内大学等を意識し、県内大学等への認識を持つ契機となることを目的として、平成27年10月1日の四国新聞に県内大学等の紹介や県の「魅力ある大学づくり」についての広告記事を掲載した。

3. 魅力ある大学づくりに向けた県の関連事業

(1) 県内大学等合同進学説明会

県内高校生の県内大学・短期大学への興味・関心を喚起し、理解を深めることにより、県内進学者の増加を促し、若者の県内定着を促進することを目的として、 県及び県教育委員会が実施主体となり、全ての県内大学・県内短期大学による合 同進学説明会を開催した。

平成27年度においては、県内高校5校(県立3校、私立2校)で合同進学説明会を開催した。合同進学説明会の詳細は、

別紙のとおり。

(2) 香川県大学等魅力づくり補助事業

県内大学等の活性化を図り、若者の県内定着を促進することを目的とし、県内 大学等が自らの特長を生かして行う「魅力ある大学づくり」に対して支援を行っ た。

平成27年度においては、県内大学等8校に対して、支援を行った。

県内大学等合同進学説明会

〇 27年度実施状況等

○27年度の実績は、5校

	観音寺中央高校	高松東高校	高松西高校	高松中央高校	尽誠学園高校
実施年月日	6月26日	9月16日	10月22日	12月3日	12月7日
対象者	1~3年生 (希望者)	1年生(全員)	2年生(全員) 保護者(希望者)	1~2年生 (希望者)	2年生 (希望者)
参加人数 (実人数)	生徒 136名	生徒 291名	生徒 315名 保護者 84名	生徒 245名	生徒 89名
時間	12:30~14:00 (90分)	13:30~15:25 (115分)	14:00~16:00 (120分)	11:00~12:10 (70分)	13:00~14:20 (80分)
実施形態	全体会実施 教室ごとに2コマ (1コマ30分)	全体会実施 教室ごとに2コマ (1コマ40分)	学部説明会実施 教室ごとに2コマ (1コマ25分)	教室ごとに2コマ (1コマ30分)	全体会実施 教室ごとに2コマ (1コマ30分)
位置づけ	定期試験後の放 課後	総合学習、ロン グホームルーム	総合学習	定期試験後の放 課後	定期試験後の放 課後

県内大学等合同進学説明会

〇実施高校の感想等(全ての実施高校から「満足」の回答)

【良い点】

- 学部の具体的学習内容がよく分かっていない生徒にとって、進路選択を考える上で参考となった。
- ・オープンキャンパスにも行ったことがない1年生にとって、良い動機づけとなった。
- 1年生のキャリア教育の一環として有意義な会であった。
- ・今まで知らなかった地元大学等の魅力に気づくことができたという生徒の声も多数あり、有意義であった。
- ・生徒の進路に対する関心をより高めることができた。県内大学等に対する考え方にも影響を与えることができた。

【改善点•課題等】

- ・オープンキャンパスや他説明会との違いをどのように打ち出すのかが課題。
- ・4月募集では、慌ただしい時期なので、募集時期を検討してはどうか。
- 機器トラブル防止のため、大学側に機器を持参いただくか、事前確認を行った方が良い。
- ・大学等の説明者によって、プレゼンテーションに差があった。説明内容のわかりやすさが大学等のイメージに直結するため、生徒に関心を持ってもらえるようなプレゼンをお願いしたい。

大学コンソーシアム香川 平成27年度収支決算見込書

[収入の部] (単位:円)

科目	予算額	決算見込額	備考
会費	2,002,000	2,002,000	県内大学等 1,002千円(@167千円×6団体) 香川県 1,000千円
繰越金	0	0	
預金利子	0	38	H28.3.14 38円収入済
その他の収入	0	0	
合計	2,002,000	2,002,038	

[支出の部] (単位:円)

科目	予算額	決算見込額	備考
需用費	15,000	22,734	公印の購入代金 18,324 総会·運営委員会出席者への飲料代金 4,410
役務費	1,987,000	1,814,940	広告料(新聞広告掲載料)
次年度への繰越金	0	164,364	
合計	2,002,000	2,002,038	

監 査 結 果 報 告

大学コンソーシアム香川の平成27年度収支決算について、関係諸帳簿により監査したところ、適正な執行が行われ、決算金額は適正でありましたので、報告します。

平成28年 3月31日

大学コンソーシアム香川

監事 香川高等専門学校

校長 八尾 健



監事 高松大学・高松短期大学

学長 佃 昌道田

平成28年度「大学コンソーシアム香川」事業計画(案)

1. 平成28年度実施事業

(1) 広報事業(新聞広告)

県内の高校生及び中学生(以下「県内高校生等」という。)の進学に際し、県内大学・ 短期大学・高等専門学校(以下「県内大学等」という。)への興味・関心を喚起すると ともに、県内大学等及び県が一同に広告を行うことで、県内高校生等及びその保護者が 県内大学等を意識し、県内大学等への認識を持つ契機となることを目的として、県内大 学等のオープンキャンパス・学校説明会等や県の「魅力ある大学づくり」についての広 告記事を7月に掲載する。

(2) 広報活動(情報提供スペース)

県内高校生等の進学に際し、県内大学等に対する理解を深め、県内大学等への進学者の増加を促すことを目的として、希望する県内高校に専用の情報提供スペースを設け、 県内大学等の情報発信(学校案内、募集要項、オープンキャンパスチラシ等)を行う。 所定のパンフレットスタンド等から高校が希望するものを選択し、大学コンソーシア ム香川がその経費を負担し、パンフレットスタンドを設置するとともに、県内大学等が 当該スタンドを活用し、自校の情報について発信を行う。

事前に行った調査では、15校(県立13校、私立2校)から設置希望があった。

(3) 県内大学等合同進学説明会

県内高校生の県内大学・短期大学への興味・関心を喚起し、理解を深めることにより、 県内進学者の増加を促し、若者の県内定着を促進することを目的として、大学コンソー シアム香川が実施主体となり、引き続き、全ての県内大学・県内短期大学による合同進 学説明会を開催する。平成28年度においては、7校(県立6校、私立1校)で実施を 予定している。

3. 関連事業

(1) 香川県大学等魅力づくり補助事業

県内大学等の活性化を図り、若者の県内定着を促進することを目的とし、県内大学等が自らの特長を生かして行う「魅力ある大学づくり」に対して支援を行っている。

(2) 香川県キャンパスメンバーズ制度

県内大学等に在籍する学生が、栗林公園や県立文化施設(県立ミュージアム、東山魁夷せとうち美術館)を利用しやすい環境を提供することで、学生生活をより豊かなものにするとともに、地域社会に関する学習の充実に役立てることを目的とした「香川県キャンパスメンバーズ制度」を設け、6月1日から運用を開始している。

大学コンソーシアム香川 平成28年度予算書(案)

[収入の部] (単位:千円)

科目	予算額	備考
会費	3,360	県内大学等 1,680千円(@280千円×6団体) 香川県 1,680千円
前年度からの繰越金	164	
その他の収入	0	
合計	3,524	

[支出の部] (単位:千円)

科目	予算額	備考
需用費	24	会議開催時の飲料等
役務費	1,900	広告料(新聞広告掲載料)
委託料	1,600	パンフレットスタンド購入・設置に要する経費(20校程度)
次年度への繰越金	0	
合計	3,524	

大学コンソーシアム香川会費(案)

- 1. 平成28年度における会費については、コンソーシアムの運営、広報活動(新聞広告及び情報提供スペース)及び県内大学等合同進学説明会に要する経費(以下「事業費」という。)をもとに算定する。
- 2. 事業費の2分の1については、県が負担金として支出するものとし、当該県負担分に香川県立保健医療大学の会費を含むものとする。
- 3. 事業費の2分の1については、県内大学等(香川県立保健医療大学を除く。以下同じ。)の数で除した額を各県内大学等の会費とする。
- 4.以上の結果、平成28年度における会費については、次の表に記載の額とする。

構成員の名称	会費
香川県	1,680 千円
香川県立保健医療大学	_
香川高等専門学校	280 千円
香川大学	280 千円
香川短期大学	280 千円
四国学院大学	280 千円
高松大学・高松短期大学	280 千円
徳島文理大学	280 千円

(50 音順)

5. 平成29年度以降の会費については、実施事業の内容に応じて、経費の按分方法(学校数均等割、学生数按分等)を含め、別途、検討する。

大学コンソーシアム香川会費に関する規則

- 第1条 この規則は、大学コンソーシアム香川規約(以下「規約」という。)第13条 第1項に基づき、会費に関し必要事項を定めるものとする。
- 第2条 会費は、大学コンソーシアム香川(以下「コンソーシアム」という。)の事業 活動に必要な費用に充てるものとする。
- 第3条 会費の額については、事業内容等に応じて、毎年度、総会の議決を経て、事 務局から規約第4条に定める者(以下「構成員」という。)に通知する。
- 第4条 事務局は、構成員に会費の請求を行い、構成員は、指定された期日までに会費を納入するものとする。
- 第5条 事務局は、納入された会費について、直ちに会費台帳(別記様式)に記載し、 その経過を明らかにしなければならない。

附則

この規則は、設立総会においてコンソーシアムの設立が議決された日から施行する。

1 入学

- ★<u>入学者数が、対前年度比2.2ポイント減</u>少するも、<u>入学者に占める県出身者の割合が</u> 対前年度比0.8ポイント増加
- ・平成28年4月1日の県内大学等における入学者数 対前年度比▲2.2ポイント(▲60名)減少
- ・平成28年4月1日の県内大学等における入学者のうち県出身者数 対前年度比▲0.1ポイント(▲8名)減少
- ・平成28年4月1日の県内大学等における入学者のうち県出身者の割合

(1) 県内大学等における入学者数

	H26.4.1入学者	H27.4.1入学者	H28.4.1入学者
大学	2,090	2,098	2,077
短期大学	374	373	331
高等専門学校	296	289	292
計	2,760	2,760	2,700

(2) 県内大学等における県出身者数

	H26.4.1入学者	H27.4.1入学者	H28.4.1入学者
大学	752	784	795
短期大学	333	338	302
高等専門学校	256	249	266
計	1,341	1,371	1,363

(3) 県内大学等における県出身者の割合

	H26.4.1入学者	H27.4.1入学者	H28.4.1入学者
大学	36.0%	37.4%	38.3%
短期大学	89.0%	90.6%	91.2%
高等専門学校	86.5%	86.2%	91.1%
計	48.6%	49.7%	50.5%

2 就職

- ★就職者の数に大きな変動はないが、就職者に占める県出身者の数が4.4ポイント減少
- ①平成27年度末の卒業者のうち、就職した者の数 対前年度比0.05ポイント(+1名)増加
- ②平成27年度末の卒業者であって、就職した者のうち県内出身者の数 対前年度比▲4.4ポイント(▲45名)減少
- ③平成27年度末の卒業者であって、就職した者のうち県出身者の割合

(1) 県内大学等における就職者数

	H26.3卒就職者	H27.3卒就職者	H28.3卒就職者
大学	1,442	1,511	1,511
短期大学	298	335	325
高等専門学校	152	126	137
計	1,892	1,972	1,973

(2) 県内大学等における就職者のうち県出身者の数

(=) Not the state of the state			
	H26.3卒就職者	H27.3卒就職者	H28.3卒就職者
大学	579	592	557
短期大学	267	314	295
高等専門学校	140	111	120
計	986	1,017	972

(3) 県内大学等における就職者のうち県出身者の割合((2)÷(1))

	H26.3卒就職者	H27.3卒就職者	H28.3卒就職者
大学	40.2%	39.2%	36.9%
短期大学	89.6%	93.7%	90.8%
高等専門学校	92.1%	88.1%	87.6%
計	52.1%	51.6%	49.3%

★就職者に占める県内就職した者の割合が1.8ポイント減少

- ①平成27年度末の卒業者であって、就職した者のうち県内就職した者の数 対前年度比▲3.5ポイント(▲36名)減少
- ②平成27年度末の卒業者であって、就職した者のうち県内就職した者の割合

(4) 県内大学等における就職者のうち県内就職者の数(県外出身者含む)

	H26.3卒就職者	H27.3卒就職者	H28.3卒就職者
大学	664	664	646
短期大学	266	318	296
高等専門学校	57	42	46
計	987	1,024	988

(5) 県内大学等における就職者のうち県内就職者の割合((4)÷(1))

	H26.3卒就職者	H27.3卒就職者	H28.3卒就職者
大学	46.0%	43.9%	42.8%
短期大学	89.3%	94.9%	91.1%
高等専門学校	37.5%	33.3%	33.6%
計	52.2%	51.9%	50.1%

★県出身者のうち、県内就職した者が1.0ポイント減少

- ①平成27年度末の卒業者であって、県内就職した者のうち県出身者の数 対前年度比▲5.6ポイント(▲46名)減少
- ②平成27年度末の卒業者であって、県出身者が県内就職した割合

(6) 県内大学等における県内就職者のうち県出身者の数(県外出身者含まず)

	H26.3卒就職者	H27.3卒就職者	H28.3卒就職者
大学	486	467	442
短期大学	254	308	283
高等専門学校	55	40	44
計	795	815	769

(7) 県内大学等における県出身者のうち県内就職した者の割合((6)÷(2))

	H26.3卒就職者	H27.3卒就職者	H28.3卒就職者
大学	83.9%	78.9%	79.4%
短期大学	95.1%	98.1%	95.9%
高等専門学校	39.3%	36.0%	36.7%
計	80.6%	80.1%	79.1%

《中央教育都献会各申》

個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質

第一部 社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い専門職業人 養成のための新たな高等教育機関の制度化について(案) <概要>

第 I 章 2 1 世紀を生きる職業人を取り巻く状況と今後の職業人材養成

産業・職業と職業人の状況

- 〇【産業・職業をめぐる状況】 生産年齢人口の減少、日本型雇用慣行の変容(企業内教育訓練の縮小)
- ○【職業人をめぐる状況】職業人に求められる能力の高度化・複雑化、雇用の流動化

など

今後の職業人材養成の在り方

- 〇 我が国の経済競争力の維持・向上のためには、
 - * 成長分野等への人材シフトとともに、
 - *事業の現場における様々な変化への対応等(労働生産性の向上、商品・サービスの質向上、グローバル化への対応など)の推進が不可欠。
 - 変化への対応が求められる中で、事業の現場の中核を担い、現場レベルの改善・革新を牽引できる人材の養成強化が必要。

第Ⅱ章 高等教育における職業人養成の現状と課題

現状

- ○大学進学率の上昇(多様な学生が同一の尺度で大学選び → 入学後、意欲をもって学修に取り組めないなどのミスマッチ
- 〇大学における社会人学生の受入れは、OECD諸国で最低の水準。
- 〇大学等は、制度上は、教養教育と学術に基づく専門教育を行うもの。
 - ※ 職業実践知に基づく技能等の教育については、制度上、明確な位置付けなし。

課題と求められる対応

- 〇 職業教育が一段低く見られ、大学への進学自体を評価する風潮
 - → スペシャリスト志向の若者にとって魅力ある進学先となる、実践的な職業教育に最適化した仕組みが必要
- 〇 産業競争力の維持・強化のため、現場レベルでの改善・革新の牽引役を担うことのできる人材の養成が重要
 - → 高度な専門技能等に加え、変化への対応等に必要な基礎・教養や、理論にも裏付けられた実践力等を 兼ね備えた、質の高い専門職業人の層を確保していく必要
 - → 職業実践知の教育に軸を置きつつ、学術知の教育にまで至る、実践的な職業教育に最適化した高等 教育機関の創設が必要
- 職業人が自らのキャリアを主体的に切り拓いていけるよう、社会人の学び直し環境の整備が課題→ 社会人の学び直しニーズに対応した機関の整備が必要
 - 技能と学問の双方の教育を行うことを明確にし、技能の教育に強みを持った 新たな高等教育機関を制度化
 - ※ 当該機関は、質の高い実践的な職業教育を行うことを制度的にも義務付けられた機関として明確化
 - ※ 既存の各高等教育機関においても、その強みと特性を活かした職業教育を充実。これらが相まって、我が国の職業人材養成の格段の強化を期待。

第川章 新たな高等教育機関の制度化の方向性

大学体系への位置付け

新たな機関は、教養や理論に裏付けられた実践力を育成するものであること等を踏まえ、大学体系に位置付け、大学等と同等の評価を得られるようにする。

第1/2章 新たな高等教育機関の制度設計

身に付けさせるべき資質・能力

- 動 専門とする特定の職業に関し、高度な専門的知識等を与え、理解を深化【専門高度化】
- ❷ 専門とする特定の職業に関し、卓越した技能等を育成するとともに、実践的な対応力を強化 【実践力強化】
- ❸ 一定の産業・職業分野に関し、当該分野全般の、又はその関連の基礎知識・技能等を育成 【分野全般の精通等】
- ② 実践的技能や、実践知と理論知、教養等を統合し、課題の解決や、新たな手法等の創造に 結びつけられる総合的な能力を育成【総合力強化】
- ❺ 職業人としての基礎的・汎用的能力や教養、主体的なキャリア形成を図るために必要な能力を育成【自立した職業人のための「学士力」育成】

制度設計の在り方

☆制度の基本設計

- 〇大学体系に位置付く次のような機関を制度化。
 - ① 学士課程相当の課程を提供する機関《修業年限4年》
 - ② 短期大学士課程相当の課程を提供する機関 《修業年限2年又は3年》
- 〇4年制課程については、前期・後期の区分制課程も導入。
 - ※ 前期終了後一旦就職してから後期へ再入学する、他の高等教育機関から編入学する、 社会人が学び直しのために後期から編入学するなど、積み上げ型の多様な学習スタイルを想定

☆具体的設計

①理論と実践の架橋による職業教育の充実

- 〇 理論と実践を架橋する教育内容として、
 - ・教養・基礎教育及び専門教育を通じ、実践的な能力を培うよう、体系的に教育課程を編成。
 - 分野の特性に応じ、
 - 卒業単位のおおむね3~4割程度以上は、実習等の科目を修得。
 - 企業内実習等を、2年間で300時間以上、4年間で600時間以上履修。
 - ・授業で身に付けた知識・技能等を統合する総合的な漢習科目を設定。
- 〇 実務家教員を教員組織の中に積極的に位置付け。
 - 一必要専任教員数のおおむね4割以上は、実務家教員とする。
 - ーさらに、**専任実務家教員については、その必要数の半数以上は、研究能力を併せ 有する実務家教員**とする。

② 産業界・地域等のニーズの適切な反映、産業界・地域等との連携による教育の推進

- **産業・職能団体、地域の関係機関等との連携により、教育課程を編成・実施する体制**の整備を 義務付け
- 設置認可、評価における連携として、
 - ・設置認可審査における産業界等との連携体制を確保。
 - ・ 認証評価においては、専門団体との連携による分野別賃保証の観点を採り入れ

③ 社会人の学び直し等、多様な学習ニーズへの対応

- **専門高校卒業生、社会人学生**など多様な学生を積極的に受け入れることを、努力義務化。
- 社会人等に対応した教育内容・方法として、
 - ・パートタイム学生や科目等層修生として学ぶ機会を積極的に提供(長期履修の活用、学内単位/シクの整備等)
 - ・短期の学修成果を積上げ、学位取得につなげる仕組みを整備(モジュール制、修業年限の通算・単位認定等)
- 入学者選抜では、実務経験や保有資格、技能検定での成績等を積極的に考慮し、意欲・能力・ 適性等を多面的・総合的に評価

④ 高等教育機関としての質保証と国際的な通用性の担保 実践的な職業教育に相応しい教育条件の整備

- 〇 教員について、
 - ・教授・准教授等の資格基準(求める能力の水準)については、大学・短大と同等の水準確保を基本。
 - ・実務家教員を、教員組織の中に積極的に位置付け。
- **必要専任教員数、備えるべき施設設備、校地・校舎面積**については、大学・短大の水準を踏まえ つつ、質の高い職業人養成に相応しい適切な水準を設定。
 - ※ 大学・短期大学設置基準の水準を踏まえつつ、機関の特性に留意し、校地面積や運動場等については、弾力的な対応が可能な基準を設定。
- 各授業科目について同時に授業を受ける学生数を、原則40人以下とすることを義務付け。
- 教員や教育内容等の質が十分に確保されたものを認可。大学·短大と同等又はそれ以上に充実 した情報公表を義務付け。分野別質保証やできる限り客観的な指標を採り入れた評価。

☆制度全般にわたる事項

- 【研究機能の位置付け】 「教育」機能に重点を置くが、大学体系に位置付く機関として、理論と実践を架橋する教育を行うためにも、機関の目的には「研究」を含める。
 - → 職業・社会における「実践の理論」を重視した研究を志向
- 【制度上の位置づけ】 教員の資格基準等も一定の水準を担保することから、大学制度の中に創設し、 国際的通用性のある学位授与機関として位置付け。
- 【学位の種類・表記】 実践的な職業教育の成果を微表するものとして相応しい学位名称を設定。
 - ※ 大学・短大と同様、「学士」及び「短期大学士」の学位を授与し、当該学位には、専攻分野の名称として、 産業・職業分野の名称を付記することや、専攻分野に加え、「専門職業」「専門職」などの字句を併せ付し、 専門職業人養成のための課程を修丁したことを明確にすること等が適当
- 【 名 称 】例えば、4年制は、『専門職業大学』、『専門職大学』など、 2・3年制は、「専門職業短期大学」、「専門職短期大学」など。

※さらに、幅広い意見を踏まえ、相応しい名称を定めることが適当。

- 【対象分野】 制度として、分野の限定は行わない。職業実践知に基づく教育と学術知に基づく教育の融合による人材養成の充実について具体的なニーズが認められる分野を主に想定。
- 【設置形態】 大学・短期大学が、一部の学部・学科を転換させるなど、新たな機関を併設し、より多様な学習機会を学生に提供することも可能に。
- 【財政措置】 必要な財源の確保を図り、改革に積極的に取り組む既存の高等教育機関への支援が維持・充実されるようにするとともに、専門職業人養成を担う機関として相応しい支援を行っていくことが必要。
 - ※ 機関に対する基盤的経費やプロジェクト経費、学生に対する修学支援や教員に対する研究助成の措置 が図られるようにすることを基本とする。
 - ※ 産業界等から求められる人材の養成とそのための多元的な資金導入との好循環が確立された機関となるよう、必要な制度設計等を進めていく。

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化のポイント

養成する人材

◎ 変化への対応が求められる中で、基礎・教養や理論にも裏付けられた優れた技能等を強みに、事業の現場の中核を担い、現場レベルの改善・革新を牽引していくことのできる人材

【新たな機関で養成する人材に(将来的に)期待する役割】

- ※ 企業等の活動の次のような側面を先導する者となることを期待
- ●生産・サービスの現場で中核的な役割を担う人材等として
 - ・生産・サービスの工程の改善やこれを通じた生産性の向上
 - ・高度な技能や洗練された技術・ノウハウによる優れた商品・サービスの提供

など

- ●その専門性をもって、自ら事業を営み、又はこれを補佐する人材として
 - ・新たな付加価値の創造、これを活かした新しい商品・サービスの考案
 - *新規事業の創出、強みのある製品・サービスを活かした新規市場の開拓

など

◎ 高等教育の終了・入職時点で、専門的な業務を担うことのできる実践的な能力とともに、変化に対応し、自らの職業能力を継続的に高めていくための基礎(伸びしろ)を身に付けた人材

《 成長分野等で求められる人材例 》

例えば、IT分野で、新たなアイデアの構想・提案等も行うプログラマーやCGデザイナー等 / 観光分野で、接客のプロとして活躍するとともに、現場におけるサービス向上の先導役を果たす人材 / 農業分野で、農産物を生産しつつ、直売、加工品開発等の事業も手掛け、高付加価値化、販路拡大等を先導する人材 など



実践的な職業教育を提供するための<u>独自の基準</u>を整備。 そうした教育を行うことを<u>制度的に義務付け</u>られた機関として明確化。

修業年限

- ◎ 2・3年制及び4年制の複数の修業年限を制度化。
 - ※高卒後の学生のほか、社会人学生、編入学生など、多様な学習者に、多様な学習機会の選択肢を提供
- ◎ 4年制課程については、前期・後期の区分制課程も導入。
 - ※ 前期修了後一旦就職してから後期へ再入学する、他の高等教育機関から編入学する、社会人が学び直しのために後期から編入学するなど、積み上げ型の多様な学習スタイルを想定
 - ※ 前期修了時に職業資格を取得した上で、後期においては、有資格者であることを前提とした専門実務 実習を行うなど、より実践的な職業教育プログラムの提供も可能に

数 言 内 を 方 《実践的な職業教育のためのカリキュラム》

- ◎ 分野の特性に応じ、卒業単位のおおむね3~4割程度以上は、実習等(又は 演習及び実習等)の科目を修得。
- ◎ 分野の特性に応じ、適切な指導体制が確保された企業内実習等を、2年間で300時間以上、4年間で600時間以上履修。*設置基準等により義務付け

《産業界・地域等のニーズの反映》

© 産業界・地域の関係機関との連携により、教育課程を編成・実施する体制を 機関内に整備 *設置基準等により義務付け

《社会人等が学びやすい仕組み》

- ◎ 社会人等をパートタイム学生や科目等履修生として積極的に受け入れる 仕組みや、短期の学修成果を積み上げ、学位取得につなげる仕組みを整備。
 - ※ 長期履修制度の活用、学内単位バンクの整備、モジュール制の導入促進、修業年限の通算・単位認定 に関する制度の弾力化



- ◎ 実務家教員を、教員組織の中に積極的に位置付け。
 - 一 必要専任教員数のおおむね4割以上は、実務家教員とする。
 - 一さらに、専任実務家教員については、その必要数の半数以上は、研究能力を併せ有する実務家教員とする。

*設置基準等により義務付け

- ◎ 設置認可時の教員資格審査では、実務家について、その実務卓越性に基づき、 教員としての資格を適切に評価。
 - ※ 保有資格、実務上の業績、実務を離れた後の年数等を確認。



- ◎ 専門高校卒業生、社会人学生、編入学生など多様な学生を積極的に受け入れることを、努力義務化。
- ◎ 入学者選抜では、実務経験や保有資格、技能検定での成績等を積極的に考慮し、意欲・能力・適性等を多面的・総合的に評価。



- ◎ 質の高い実践的な職業教育を行う機関としての相応しい設置基準等を制定。※ 大学・短期大学設置基準の水準を踏まえつつ、機関の特性に留意し、校地面積や運動場等については、弾力的な対応が可能な基準を設定。
- ◎ 各授業科目について同時に授業を受ける学生数を、原則40人以下とすることを義務付け。
- ◎ 大学・短大と同等又はそれ以上に充実した情報公表を義務付け。
- ◎ 認証評価については、**専門団体との連携により、分野別質保証の観点を採り入れた評価**を導入。
 - ※ 情報公表及び評価に当たっては、学生、企業等の視点からのできる限り客観的な指標を採り入れ。



- ◎ 新たな機関の機能は実践的な専門職業人養成のための「教育」に重点を置くが、 理論と実践を架橋する教育を行うためにも、機関の目的には「研究」を含める。
 - → 職業・社会における「実践の理論」を重視した研究を志向



- ◎ 実践的な職業教育の成果を徴表するものとして相応しい学位名称を設定。
 - ※ 学位の種類としては、大学・短大と同様、「学士」及び「短期大学士」の学位を授与することが適当。
 - ※ 現行の大学・短大の学位には、専攻分野の名称を付記するものとされているが、新たな機関では、 当該専攻分野の名称として、学問分野よりも、産業・職業分野の名称を付記することや、専攻分野に 加え、「専門職業」、「専門職」などの字句を併せ付し、専門職業人養成のための課程を修了したことを 明確にすること等が適当



- ◎ 例えば、4年制は、「専門職業大学」、「専門職大学」など 2・3年制は、「専門職業短期大学」、「専門職短期大学」など。
 - ※ さらに、幅広い意見を踏まえ、相応しい名称を定めることが適当。



◎ 大学、短期大学が、一部の学部、学科を転換させるなど、新たな機関を併設し、より多様な学習機会を学生に提供することも可能に。



- ◎ 必要な財源の確保を図り、実践的な職業教育を行い、専門職業人養成を担う 機関として相応しい支援を行っていく。
 - ※ 機関に対する基盤的経費やプロジェクト経費、学生に対する修学支援や教員に対する研究助成の 措置を図ることを基本とする。
 - ※ 産業界等から求められる人材の養成とそのための多元的な資金導入との好循環が確立された機関となるよう、必要な制度設計等を進めていく。